

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	経済産業省	DME自動車燃料装置用容器に関する技術基準の創設		現行の規格化での公道走行を業	高圧ガス保安法燃料装置用容器(省令)中の「DME自動車燃料装置用容器」の技術基準を創設する。 これにより、道路運送車両法上のDME自動車保安基準における自動車燃料装置用容器に関する基準が定まり、DME自動車保安基準の創設が完了する。 この措置により、既に認可されている規制の特例措置1109「燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業」の実施・活用が可能となる。	○必要性根拠 高圧ガス保安法対象ガスを燃料とする自動車に搭載する燃料容器については、道路運送車両の保安基準の項目を定める省令第2項(省令)に「保安基準に適合する容器」と規定されている。DMEは高圧ガス保安法対象ガスであるため、新たに創設するDME自動車保安基準においても、DME自動車に搭載する燃料容器はこの省令が準拠される。しかし現行の容器保安規則にはDME自動車燃料装置用容器の基準がないため、道路運送車両法上のDME自動車保安基準創設のためには、容器保安規則にDME自動車燃料装置用容器の基準を創設する必要がある。 ○経緯 当該技術基準については、平成22年11月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、宇野経典、藤澤剛、栗原大輔、オプジーバ・経産省、高圧ガス保安協会からなるDME自動車燃料装置用容器に関する技術基準策定委員会が設置され、DME自動車燃料装置用容器の技術基準案が審議、作成され、平成23年4月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に相談されている。更に同年8月から容器保安規則関係告示及び例示基準における技術基準案の審議、作成が行われ、平成24年4月に経済産業省燃費流通保安グループ高圧ガス保安課に提出されている。これら技術基準案については、日本DME協会からの要請を受け、日本DME協会と高圧ガス保安課において検討が進められている。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ成立しない。	D	Ⅲ	現状、DME自動車の走行事例が少ないことに加え普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要となることになれば、基準の制定を行いたい。 なお、現行法令下においても、個別具体的に安全性を示していたければ、DME自動車燃料装置用容器について特認手続に基づいて申請、認可を得ることは可能。	DME自動車普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。	今回の構造改革特区提案の中で、国土交通省はDME自動車を現行の保安基準のもとで認可する方針を打ち出されました。したがって、上記保安基準に基づくDME自動車に搭載するDME自動車燃料装置用容器について、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で要件を一般化した技術基準の創設に早急に取り組んでいただきますよう改めて要望いたします。DME自動車の社会的必要性、DME自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーの立場、日本におけるDME自動車の導入・普及等につきましても、補足資料「意見書1」を参照ください。	D	Ⅲ	現行法令下においても、特認手続に基づいて認可を得ることは可能であり、DME自動車燃料装置用容器について、個別具体的に安全性を示していたければ、どの企業に対しても、手続は可能である。 また、日本発のDME自動車の海外展開を可能とするためには、国内基準の整備のみならず、燃料電池自動車と同様に、国内基準の作成のみならず、海外基準の調査や海外基準との整合を図る必要があります。現状では、国内DME自動車の普及見通しや、今後の普及計画を踏まえた複数のDME自動車や容器の仕様も不明確であることから、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早であり、まずは特認手続において個別具体的に安全性を示すことになれば、基準の制定を行いたいと考えています。	新燃料DME-自動車普及モデル事業	1社団法人日本DME協会、新潟県	新潟県	経済産業省
110020	経済産業省	保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準の創設		一般高圧ガス保安規則第7条は、圧縮天然ガススタンド製造施設に係る技術上の基準についての規定です。なお、当該規則第7条には、事業所内に貯蔵施設を設置する圧縮天然ガススタンドと事業所外部の貯蔵施設から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドの技術上の基準が規定されています。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(省令)の中に保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準を創設する。 これにより、幹線道路沿いへのDMEスタンドの設置が可能となり、DMEスタンド設置促進、及び次世代カーシェアリングDME自動車の普及を図ることができると見込まれる。 この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108「保安距離等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。	○必要性根拠 現行一般高圧ガス保安規則に基づきDMEスタンドを設置する場合、保安距離規定が厳しく約30mの広大な敷地を必要とし、幹線道路沿いへの設置は困難である。他に保安距離等に設置制限がないことでDMEスタンド設置のために、幹線道路沿いにおける圧縮天然ガススタンド基準と同様に、自動車用燃料スタンドに特化した、保安距離等の規制を緩和したDMEスタンド基準の創設が必要である。 ○経緯 DMEスタンドの保安距離等の規制緩和に関する安全性に関しては、平成20、21年度経済産業省地域(ハイテク)創出研究開発事業の下、産業技術総合研究所安全科学研究所、東京大学大学院工学部、及び民間企業による「DMEスタンドの安全性に関する研究」が行われ、圧縮天然ガススタンドと同等の保安距離等の基準により、DMEスタンドの安全性を確保できることが示された。 DMEスタンド技術基準については、平成22年11月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、宇野経典、藤澤剛、栗原大輔、オプジーバ・経産省、高圧ガス保安協会からなる検討委員会が設置され、上記研究結果を基に審議が行われ、作成された技術基準案が平成23年4月に経済産業省原子力安全・保安院に提出されている。更に同年8月から一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらずDMEスタンドを設置することは可能。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用できない	D	Ⅲ	現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要となることになれば、基準の制定を行いたい。 なお、現行法令の一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適用すれば、DMEスタンドを設置することが可能であること、一般高圧ガス保安規則第9条の規定する特認制度を適用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらずDMEスタンドを設置することは可能。 DME自動車普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。	一般高圧ガス保安規則第9条の特認制度を活用しても、保安距離、保安係員等の選任の規定については、措置の分類Dによる対応は困難です。その他、DME自動車の社会的必要性、DME自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーの立場、DME自動車の導入・普及、DMEスタンド-普及技術における研究開発、輸送施設へのDMEスタンド供給基準の創設の必要性の各観点から、保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準の創設に早急に取り組んでいただきますよう改めて要望いたします。詳細は補足資料「意見書2」を参照ください。	D	Ⅲ	現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及見通しや、今後の普及計画を踏まえた複数のDMEスタンドの仕様や運営方法も不明確ですが、こうした中で、現行法令でも一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適用すれば、DMEスタンドを設置することは可能です。また、一般高圧ガス保安規則第9条の規定を適用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらず、DMEスタンドを設置することは可能です。今後、水素スタンドのよう、普及開始時期が明確となり、技術基準案の法令化が必要ということになれば、基準の制定について検討を行います。 また、既に認可されている規制の特例措置1108「保安距離等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の活用については、設置されるDMEスタンドの技術上の基準を明確にした上で、当該特区事業の申請手続きに基づいた申請が可能と考えます。	新燃料DME-自動車普及モデル事業	1社団法人日本DME協会、新潟県	新潟県	経済産業省	
110030	経済産業省	系統容量、運用費用及び設備認定状況の開示・公表		系統情報については電力会社において情報が公表されている。設備認定の状況については資源エネルギー庁のHPにおいて公表されている。	固定価格買取制度の運用について、自治体、住民、発電事業者等に対し、電力会社の系統容量及び運用費用等の情報、並びに国の設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。 【実施内容】 再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、固定価格買取制度を活用して発電事業者が行おうとする場合に、候補である系統容量や設備費用等の情報を事前に把握することが容易でいたため、それらの情報について開示・公表することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても詳細に公表されているため、これを公表することにより、地域の系統や設備認定等の状況が事業計画時に把握できるため、事業リスクの抑制と発電コストの低減につながる。 【提案理由】 山田村の多い長野県では、発電所の容量に余裕が少なく、再生可能エネルギーの普及や電力需要の減少に伴い、出力抑制を余儀なくされるケースが発生するなど今後の再生可能エネルギーの普及に向けた事業者との計画の立案が困難に直面する可能性もある。また、太陽光発電設備の立地や開閉に伴い、発電事業者と地域の合意形成に係るトラブルも発生している。 そこで、現在が新選所や市町村であっても把握することのできる、地域の系統や設備認定等の状況が、開示・公表されることで、地域の合意形成を軽微した事業者独自の開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進することが可能となる。 なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。	系統情報については、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)(平成26年3月改訂)」において連系制マップの公表や系統連系に係る費用の開示のあり方について情報の公表がなされていること。 また、設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHPにおいて公表されていること。	E	一	再生可能エネルギー普及の観点から、右提案者からの意見に対し、回答をお願いします。	系統情報の情報開示に關し、以下の事項を求める。 第一に現状154kV以上としている情報提示を154kV未満の連系への拡大。 第二に概算工事費及び算定根拠並びに工事負担金概算の無料による情報提示。 設備認定の公表に關し、以下の事項を求める。 第一に市町村別の認定件数及び稼働件数並びにそれらの出力規模の内訳、設置形態別の内訳の公表。 第二に個人投資を除く10kW以上の発電設備について、名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地の公表。	E	一	系統情報の情報開示については、電圧の低い送電線は数多く存在するため、それら全について詳細的に開示し、連系制マップや概算工事費等、系統情報の情報提示をすることは困難な(具体的な事業について、相違があった際に調査し、提示することとしている)。 ただし、一般発電事業者10社のうち、系統連系的でない中低電圧・関西電力を除く8社は、ご提案にある154kV未満(66kV以上)の連系制マップについても公開している。 認定情報の公表については、第一の市町村別の認定件数及び稼働件数並びにそれらの出力規模の内訳、設置形態別の内訳の公表については、7月中を目途に実施する予定。第二の、認定発電設備に係る名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地に関する情報は、当該設備が運転開始前の段階では、行政機関情報公開法上、「法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報」に該当するとして、地方自治法に基づき(関係等を除く)公開している。他方、運転開始後における個々の発電設備に関する設置者及び所在地等の情報については、これらの法令等との整合性及び国民負担によって支えられている制度であるという趣旨を踏まえ、今後どこまで公表できるか前向きに検討してまいります。	1長野県	長野県	経済産業省		